

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日
(第68期) 至 2020年3月31日



東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

(E03728)

目 次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2. 事業等のリスク	8
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	19
5. 研究開発活動	19
第3 設備の状況	20
1. 設備投資等の概要	20
2. 主要な設備の状況	20
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
(1) 株式の総数等	21
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 所有者別状況	21
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	23
3. 配当政策	23
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	24
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	24
(2) 役員の状況	28
(3) 監査の状況	30
(4) 役員の報酬等	32
(5) 株式の保有状況	33
第5 経理の状況	35
1. 財務諸表等	36
(1) 財務諸表	36
(2) 主な資産及び負債の内容	67
(3) その他	69
第6 提出会社の株式事務の概要	70
第7 提出会社の参考情報	71
1. 提出会社の親会社等の情報	71
2. その他の参考情報	71
第二部 提出会社の保証会社等の情報	72
[監査報告書]	
[内部統制報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第68期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社フジトミ
【英訳名】	FUJITOMI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細金 英光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
【電話番号】	03（4589）5500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 多田 貴一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
【電話番号】	03（4589）5500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 多田 貴一
【縦覧に供する場所】	株式会社フジトミ 大阪支店 （大阪市中央区南船場三丁目4番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (うち受取手数料) (千円)	— (—)	— (—)	1,787,043 (1,344,116)	1,910,352 (1,546,803)	— (—)
経常損失(△) (千円)	—	—	△261,893	△249,162	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	—	—	△317,847	△245,853	—
包括利益 (千円)	—	—	△283,191	△237,813	—
純資産額 (千円)	—	—	2,513,065	2,255,377	—
総資産額 (千円)	—	—	7,199,490	7,170,358	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—	379.34	340.45	—
1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	—	—	△47.98	△37.11	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	34.9	31.5	—
自己資本利益率 (%)	—	—	△12.6	△10.3	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	—	—	△173,786	△291,793	—
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	—	—	41,427	55,521	—
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	—	—	△26,449	△19,880	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	847,861	591,709	—
従業員数 (外、平均臨時雇用 者数) (人)	— (—)	— (—)	107 (10)	115 (14)	— (—)

(注) 1. 当社は、第66期から第67期まで連結財務諸表を作成しており、それ以前については記載しておりません。そのため第66期の「自己資本利益率」については、期末自己資本に基づいて計算しております。また、2020年3月に連結子会社であったふくろう少額短期保険株式会社の全株式を譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度（第68期）より連結財務諸表を作成しておりません。このため、第68期に係る連結経営指標等については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. くりっく365振興料は、従来「営業外収益」に計上しておりましたが、第67期より「営業収益（その他）」に含めて計上することに変更したため、第66期の「営業収益」については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (うち受取手数料) (千円)	1,935,426 (1,111,676)	1,771,159 (1,354,500)	1,739,225 (1,344,116)	1,827,163 (1,546,891)	2,159,074 (1,685,741)
経常利益又は経常損失(△) (千円)	177,247	△114,606	△250,589	△213,312	△121,240
当期純損失(△) (千円)	△15,903	△256,295	△323,499	△241,046	△127,478
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△) (千円)	△28,406	△219,512	—	—	434
資本金 (千円)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
発行済株式総数 (千株)	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860
純資産額 (千円)	3,071,900	2,819,294	2,504,012	2,251,203	2,119,523
総資産額 (千円)	6,252,640	6,593,163	7,181,509	7,156,898	7,982,894
1株当たり純資産額 (円)	463.71	425.57	377.99	339.82	319.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	4 (—)	4 (—)	3 (—)	3 (—)	3 (—)
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△2.40	△38.69	△48.83	△36.39	△19.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (修正自己資本比率) (注) 1 (%)	49.1 (74.5)	42.8 (68.4)	34.9 (49.7)	31.5 (42.8)	26.6 (33.9)
自己資本利益率 (%)	△0.5	△8.7	△12.2	△10.1	△5.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,104	71,190	—	—	△17,239
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	189,318	88,086	—	—	186,462
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△26,456	△26,553	—	—	△19,827
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	873,946	1,006,670	—	—	732,120
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	107 (1)	116 (1)	106 (10)	115 (11)	123 (17)
委託者資産保全措置率(注) 2 (%)	△66.0	△58.9	△47.6	△12.4	△15.5
純資産額規制比率 (注) 3 (%)	528.6	429.3	507.1	447.9	414.9
株主総利回り (比較指標: TOPIX) (%)	72.9 (87.3)	97.4 (98.0)	90.0 (111.2)	66.1 (103.1)	111.6 (90.9)
最高株価 (円)	388	357	344	353	462
最低株価 (円)	171	201	261	155	168

(注) 1. 修正自己資本比率

$$\text{修正自己資本比率} = (\text{純資産額} - \text{新株予約権}) / \text{総資産額} (\text{※}) \times 100$$

(※委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く)

2. 委託者資産保全措置率

$$\text{委託者資産保全措置率} = \text{委託者資産保全措置額} / \text{保全対象財産額} (\text{※}) \times 100$$

(※商品先物取引業者である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、㈱日本商品清算機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額)

なお、委託者資産保全措置率がマイナスの場合、必要額以上の額が㈱日本商品清算機構へ預託されている状態であります。

3. 純資産額規制比率

純資産額規制比率は、商品先物取引法の規定に基づき同施行規則の定めにより算出したものであります。

4. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第66期及び第67期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

9. くりっく365振興料は、従来「営業外収益」に計上しておりましたが、第67期より「営業収益(その他)」に含めて計上することに変更したため、第66期の「営業収益」については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第64期及び第65期においては、該当事項はありません。

2 【沿革】

年月	事業内容
1952年11月	北海道小樽市堺町32番地において、資本金100万円にて『株式会社丸一藤富商店』を設立、小樽商品取引所（1961年5月に北海道穀物商品取引所に名称変更）へ加入
1962年11月	本社を札幌市に移転
1970年 2月	商号を『株式会社藤富』に変更
1971年 1月	北海道穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
1985年10月	東京穀物商品取引所（現東京商品取引所）農産物市場及び東京砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける
1985年10月	東京支店を開設
1986年11月	(株)小林洋行が資本参加
1988年12月	東京支店を東京都新宿区大久保一丁目3番17号に移転、東京支社と改称
1993年 4月	商号を『株式会社フジトミ』に変更
1993年 4月	大蔵・通産・農水省より商品投資販売業者の許可を受ける
1993年 8月	本社を東京都新宿区大久保一丁目3番17号に移転、旧本社を札幌支店とする
1993年10月	東京工業品取引所（現東京商品取引所）ゴム市場の商品取引員の許可を受ける
1993年12月	大阪支店を開設
1995年 5月	福岡支店を開設
1996年 7月	東京工業品取引所（現東京商品取引所）貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
1998年 7月	ホームトレード取引開始
1999年 7月	東京工業品取引所（現東京商品取引所）石油市場の商品取引員の許可を受ける
1999年 9月	外国為替証拠金取引の取扱開始
2000年10月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2002年 5月	丸梅(株)を連結子会社とする
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年 9月	札幌支店を廃止
2005年12月	外国為替証拠金取引部門を営業譲渡
2007年 8月	生命保険の募集業務開始
2008年 2月	損害保険代理店業務開始
2009年 2月	保険事業部福岡オフィス（現福岡営業所）を開設
2009年10月	金融商品仲介業務を開始
2009年12月	金地金販売業務を開始
2010年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場
2010年 4月	L E D 照明販売を開始
2011年 3月	丸梅(株)（連結子会社）の商品先物取引受託業務を廃止（2012年3月に清算終了）
2011年 3月	福岡支店を廃止
2011年 3月	不動産賃貸業及び宅地建物取引業を開始
2011年12月	本社を東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号に移転
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2014年 5月	保険事業部熊本営業所を開設
2015年 2月	H I G H E N D 株式会社を関連会社化(2015年4月に B L U E E A R T H 株式会社に社名変更)
2015年11月	第一種金融商品取引業者登録
2015年11月	金融商品取引に係わる媒介業務の開始
2016年 1月	東京金融取引所 取引所為替証拠金取引（くりっく365）及び取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の取扱開始
2017年 7月	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社を連結子会社化(2018年3月にふくろう少額短期保険株式会社に社名変更)
2020年 3月	ふくろう少額短期保険株式会社の全株式を譲渡

(注) 表中の商品取引所名は当時の名称を記載しております。商品取引所は統合が進み、現在、東京商品取引所、大阪堂島商品取引所の2つに集約されております。また、表中に記載の「商品取引員の許可」は当時の商品取引所法に基づくものであり、現在は、商品先物取引法に基づく「商品先物取引業者の許可」となっております。現在、当社は商品先物取引業者として、東京商品取引所の各市場において商品先物取引の受託業務を行っております。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（㈱フジトミ）、親会社（㈱小林洋行）、関連会社2社（㈱日本ゴルフ倶楽部、BLUE EARTH㈱）により構成されております。

当社は、商品先物取引業、金融商品取引業、保険募集業務、不動産業を主たる業務としております。

当社の事業に係る位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであり、その区分は「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

（1）投資サービス事業

① 商品先物取引業

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を行っております。（※当社における自己売買業務は2020年4月1日付で廃止しております。）

なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品先物取引法、同施行令、同施行規則など関連法令等による規制を受けております。

（2020年3月31日現在）

取引所名	市場名	上場商品名	受託業務を行っている会社	取次業務を行っている会社
東京商品取引所	貴金属	金（標準取引、ミニ取引、限日取引）、銀、白金（標準取引、ミニ取引、限日取引）、パラジウム	当社	—
	ゴム	R S S 3号、T S R 20番	当社	—
	エネルギー	ガソリン、灯油、軽油、原油、電力	当社	—
	中京石油 ※	ガソリン、灯油	当社	—
	農産物・砂糖	一般大豆、小豆、とうもろこし、粗糖	当社	—

※当社は、2020年3月31日付で中京石油市場の取引資格を喪失しております。

② 金融商品取引業

当社は、金融商品取引法に基づき金融商品取引業者の登録を受けて、次の業務を行っております。

東京金融取引所で上場されております「取引所為替証拠金取引（くりっく365）」及び「取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）」について、受託業務を行っております。

なお、当社が金融商品取引業で行う各業務は、それぞれ金融商品取引法、同施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令など関係法令等による規制を受けております。

③ その他

当社は、金地金販売等を行っております。

（※現在、金地金の密輸・マネーロンダリング対策の観点から金地金の販売・買取を休止しています。）

（2）生活・環境事業

① 保険募集業務

当社は、生命保険募集業務及び損害保険代理店業務を行っております。

② 不動産業

当社は、不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。

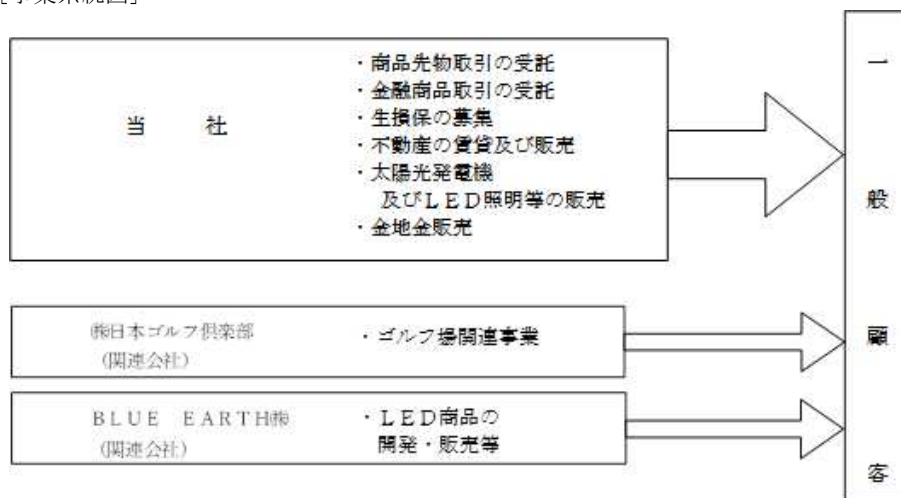
③ その他

当社は、太陽光発電機及びLED照明等の販売等を行っております。

（※当事業年度は太陽光発電機の販売実績はありませんが、販売業者への顧客紹介による手数料収入が発生しております。また、LED照明の新規受注営業は停止しております。）

各関係会社の事業内容については「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
(親会社) ㈱小林洋行	東京都中央区	2,000	グループ会社の管理 及び不動産賃貸	(被所有) 53.63	当社は本社事務所を 同社から賃借しており ます。 役員の兼任あり。
(関連会社) ㈱日本ゴルフ倶楽部	東京都中央区	90	ゴルフ場関連事業	(所有) 17.64	役員の兼任あり。
(関連会社) BLUE EARTH㈱	東京都千代田区	300	LED商品の 開発・販売等	(所有) 30.00	当社は同社とLED 照明販売に関するア ドバイザリー契約を 締結しております。

(注) ㈱小林洋行は、有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与 (千円)
123 (17)	42歳8ヶ月	8年11ヶ月	5,775

セグメントの名称	従業員数 (人)
投資サービス事業	88 (10)
生活・環境事業	21 (6)
全社 (共通)	14 (1)
合計	123 (17)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、嘱託を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、下記3項目を経営方針として掲げ、実践しております。

- ①お客様に満足される情報とサービスの提供に努め、お客様に信頼される企業を目指す。
- ②健全かつ公正な経営を最優先として、持続的発展を図り、以って株主の負託に応える。
- ③自由闊達な社風を尊重し、社員の主体性、創造性、チャレンジ精神を大切にします。

(2) 経営戦略等

当社は、商品先物市場の規模縮小に伴い、収益全体に対する商品先物取引受託業務への依存度を引き下げるために、2007年以降、保険募集業務、不動産の賃貸及び販売、太陽光発電機及びLED照明等の販売等の事業に参入し、2016年1月からは、東京金融取引所で上場されている取引所為替証拠金取引（くりっく365）及び取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の取り扱いを開始いたしました。

当社は、今後も、商品先物取引と金融商品取引を行う「投資サービス事業」と保険募集業務と不動産業を行う「生活・環境事業」の2本柱の体制で、市場や顧客ニーズに応えるサービスや商品の提供を通して、業績の拡大と中長期的に安定した収益基盤の確立及び企業価値の向上を目指しております。

投資サービス事業につきましては、今後も市場の拡大が見込める金融商品取引を中心に、従業員個々のコンサルティング能力アップとともに、市場情報や新たな商品ラインナップの充実等により、当社が得意とする対面営業を強化してまいります。また、新型コロナウイルスの影響による新生活様式などの環境変化に対応し、インターネットを活用した新規顧客との接点拡大や、IT化による取引環境の整備にも注力してまいります。

保険募集業務につきましては、営業担当増員や営業拠点新設による規模の拡大や、新型コロナウイルスの影響も考慮してITを活用した業務の効率化を図るとともに、顧客の要望に幅広く応えるためのFP周辺業務の充実など、顧客本位の業務運営に徹底して取り組んでまいります。

不動産業につきましては、当面は規模の拡大は追求せず、引き続き東京近郊の居住用物件をメインターゲットとし、市場環境の変化を迅速にとらえ、安定収益を確保するための業務運営を継続してまいります。

(3) 経営環境

当社を取り巻く経営環境は、当社の営業収益の約26.3%を占める商品先物取引受託業務においては、東京証券取引所、大阪取引所を傘下に持つ日本取引所グループ（JPX）と商品先物を扱う東京商品取引所が2019年10月に経営統合し、大阪取引所は、2020年7月に東京商品取引所から貴金属・ゴム・農産物商品が移管され、金融先物と商品先物を一元的に取り扱う総合取引所となり、東京商品取引所は石油や電力などを取り扱うエネルギー市場取引所となる予定であります。今後は大阪取引所の既存取引参加者の参入等による商品先物市場の活性化を期待しております。

また、当社の営業収益の約41.5%を占めるまで成長した金融商品取引受託業務においては、東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引が、2020年10月から新商品への移行が開始されるとともに、金ETF及び原油ETFを原資産とする証拠金取引を新たに開始する予定であり、市場の安定化と今後益々の市場の拡大が期待されております。

当社の営業収益の約10.3%を占める保険募集業務につきましては、2016年の保険業法改正に伴い厳しい体制整備が求められて以降、保険会社の代理店手数料ポイントやランク体系の変化等に伴い小規模代理店の淘汰が進んでおり、今後も吸収・合併等による再編が進むと思われる。また、かんぽ生命の不正販売問題などから、顧客本位の業務運営が今後ますます重要となると推測されます。

不動産業につきましては、投資ターゲットとしている東京近郊の居住用物件においては、新型コロナウイルス等による顕著な価格変動はまだ発生していませんが、今後の景気減速による価格低下等の影響も予想され、また、需給状況に応じた価格の二極化も更に進んでいくものと思われる。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限等が長期化する場合には、セミナーの開催や対面での打ち合わせなど、従来の営業手法や社員の働き方の見直しは避けられないものと考えております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は4期連続で営業損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社は、以下に示す課題への対処を確実にを行うことにより業績の黒字化を達成し、早期に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消されるよう取り組んでまいります。

「投資サービス事業」につきましては、取引所為替証拠金取引（くりっく365）及び取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の受託業務を大きく成長させ、事業の柱とすることを重要な課題と認識しており、2016年1月の取り扱い開始以来、受取手数料は順調に伸展し、当事業年度の受取手数料は前年同期比52.3%増の894百万円となっております。来期も引き続き、セミナーや投資イベントの全国的な展開等で新規顧客導入を強化するとともに、

社員のスキルアップによる的確な助言や情報提供の充実で顧客満足度の向上を図り、金融商品取引を中心とした顧客層の拡大と安定的な収益基盤の確保に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましては、当事業年度の受取手数料は、節税保険の駆込み需要という前事業年度の特異要因により前年同期比10.6%減となりましたが、目標達成率は103.3%となりました。来期は社会情勢の変化や顧客ニーズの的確な把握による商品提案と付帯サービスの強化により、顧客基盤の安定化を図るとともに、営業担当の増員や新拠点の設置等により、収益基盤の拡大に努めてまいります。

不動産業につきましては、当事業年度の賃貸料収入は減少したものの、不動産販売が前年同期比39.8%増となり、粗利益の目標達成率は113.0%となりました。来期も短期の収益獲得を目的とした販売事業と、中長期の収益確保を目的とした運用事業を両輪として、リスク・バランス・タイミングを意識しながら、投資資金の最大限の活用を図ってまいります。

また、当社は今後も上記施策による既存事業の収益強化と、事業部ごとの収益構造の検証・見直しによるコストダウンの徹底を図るとともに、外部環境の変化に応じた新たな事業創出への継続的な取組みにより、安定的な収益基盤の確立を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は業績の向上と同時に、コンプライアンスの強化を経営の最重要課題の一つであると認識しており、「お客様本位の業務運営」方針の全社員への浸透を徹底し、より多くのお客様に支持される会社作りを総力を結集して取り組んでいく所存であります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社における最優先の目標は、安定した収益基盤を確立し継続的な黒字体質化を実現することではありますが、当社の主要な事業である商品先物取引業及び金融商品取引業の業績が市場動向等に大きく左右されることや、不動産の賃貸及び不動産の販売についても確度の高い業績予想が難しいことなどにより、今後の業績見通しを判断することが困難なため「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」は設定しておりません。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大がいつ終息するのかまだ見通すことができず、秋以降の第2波、第3波も警戒されております。感染拡大による行動制限等が長期化した場合、当社の投資サービス事業と保険事業については、対面を中心とした営業活動やセミナー開催の自粛、急速な景気後退による大口顧客の資金繰り悪化等が収益の大幅な減少要因となり、当社の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社はオンラインセミナーの開催等による営業手法の多様化やテレワーク環境の整備を進めるとともに、人件費も含めた営業経費の削減等も視野に入れ、影響額を一定の範囲内に収められるよう計画しております。

(2) 商品先物市場及び金融商品市場の動向について

当社は、商品先物取引法に基づき設置された東京商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引について顧客の委託を受けて執行する業務（受託業務）及び自己の計算に基づき執行する業務（自己売買業務）、また、金融商品取引法に基づき設置された東京金融取引所が開設する金融商品市場に上場されている金融商品取引について顧客の委託を受けて執行する業務（受託業務）を主たる業務としており、当事業年度においては営業収益の約68%、営業総利益の約82%を商品先物取引業及び金融商品取引業に依存しております。

商品先物市場及び金融商品市場の相場や出来高は、商品の需給状況だけでなく、為替や景気の動向、国内外の政治・経済情勢など、市場を取り巻く様々な要因によって変動し、その市場動向は、当社の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼします。

市場動向の予測は困難ですが、ボラティリティが低い環境下でも安定した収益が残せるよう、収益と人件費を中心とした管理費のバランスの見直しを図ってまいります。

(3) 法的規制について

当社は、商品先物取引業者及び金融商品取引業者として法令・諸規則の規制を受けております。

商品先物取引業者としては、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けており、当社が商品先物市場で行う各業務は、商品先物取引法、同施行令、同施行規則等の関連法令、日本商品先物取引協会が定めた自主規制ルールなどの規制を受けております。金融商品取引業者としては、金融商品取引法の規定に基づき、金融商品取引業の登録を受けており、金融商品取引法、同法施行令等の関連法令、東京金融取引所、日本証券業協会等の自主規制機関による諸規則等の規制を受けております。今後、法令違反等による許可の取り消し・業務停止等の行政処分を受けた場合、当社の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、法改正等により、商品先物

取引業者及び金融商品取引業者に対する規制が強化された場合、当社の経営成績及び財政状態は大きな影響を受ける可能性があります。

当社は、これらの法規制に抵触しないよう、コンプライアンスに関する各種の社内規定を整備するとともに、定期的な社内研修を通じて社内の周知・徹底を図り、法令遵守の徹底に努めております。

また、財務の健全性を維持するため、商品先物取引業者及び金融商品取引業者については、純資産額規制比率と自己資本規制比率の規定が設けられております。

純資産額規制比率は、商品先物市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算出した額に対する純資産額の比率で、純資産額規制比率が120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品先物取引業者に対し商品先物取引業の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品先物取引業者の許可を取り消すことができるとされています。また、金融商品取引業者は、自己資本規制比率の120%維持義務が規定されており、自己資本規制比率は、算出方法が金融商品取引法及び金融商品取引業に関する内閣府令に定められております。金融庁は、自己資本規制比率が120%を下回る事態が生じた場合には、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命じることができ、100%を下回る場合には、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができることとなっています。これらの水準を下回った場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2020年3月末日現在、当社の純資産額規制比率は414.9%、自己資本規制比率は246.2%となっており、当面は当社の事業に支障をきたすような水準に陥ることはないと考えておりますが、自己資本規制比率については日々数値を確認し、一定の水準に達した場合には、速やかに対策を講じられるよう準備を整えております。

(4) 訴訟について

当社は、委託者（お客様）とのトラブルによる不測の損害が生じないよう、商品先物取引及び金融商品取引の受託業務の体制を整備しておりますが、当社が受託した商品先物取引及び金融商品取引に関し、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所に提訴されるケースがあります。

なお、当事業年度末現在の商品先物取引受託業務において、1件の損害賠償請求事件が係争中であります。これは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所へ提訴されたものであり、損害賠償請求額は8百万円であります。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

また、金融商品取引に関し、NYダウの急落によるロスカットで0.9百万円の立替金の未払いが1件発生し、当社を原告とし裁判所に提訴しました。本訴請求に対し相手方が棄却を求め、別訴にて当社の不法行為によって損害を被ったとして、4百万円の損害賠償請求を提訴されました。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

これらの訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。今後、同様の訴訟が発生しないよう、2020年度事業計画において「コンプライアンス意識の向上を図り、「お客様本位」の理念を徹底する」ことを定め、顧客本位の業務運営の周知・徹底を図っております。

(5) コンピューターシステムに関するリスクについて

当社は、お客様からのオンライントレードシステムによる売買注文の受付、東京商品取引所及び東京金融取引所への売買注文の発注などをはじめ、多くの業務でコンピューターシステムを利用しております。当社は、費用対効果を考慮しつつ、システム投資を行い安定稼働に努めておりますが、回線障害、機器の誤作動、プログラムの不備、不正アクセス、自然災害などによりシステムに障害が発生した場合、当社の業務に支障が生じ、その規模によっては、経営成績及び財政状態に重大な影響を受ける可能性があります。

当社は、このような事態の発生の可能性を最小限に抑えるべく、2019年度に「システムリスクの分析・評価」を実施し、優先度の高いものから対策を実行しており、またシステムの外部委託先については、毎年定期監査を行っております。

(6) 個人情報の保護について

当社はお客様の個人情報を保有しております。当社は、2005年4月に施行された個人情報保護法に対応し、社内規則を制定するとともに役員への啓蒙活動などにより、個人情報の保護に努めております。しかし、コンピューターシステムの不正使用や内部管理体制の瑕疵などにより、万一、個人情報が漏洩した場合には、当社は監督官庁からの行政処分や個人情報の本人からの損害賠償請求を受ける可能性があるほか、社会的な信用の失墜により経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

当社は、このような事故が発生しないよう、社内規定を整備し、個人情報及びマイナンバーの取扱状況の点検と内部監査を定期的実施して代表取締役社長に報告するとともに、個人情報の外部委託先についても、年1回定期的に取扱状況の調査を行っております。

(7) ㈱小林洋行(親会社)との関係について

① 当社の㈱小林洋行グループ内での位置づけ

親会社の㈱小林洋行は、従来、当社と同じく商品先物取引業を主たる事業としておりましたが、2010年3月に商品先物取引受託業務を廃止しており、2011年7月1日付けで持株会社体制へ移行しております。

当社と親会社は別個に事業を営んでおり、当社は商品先物取引業以外に、金融商品取引業や保険募集業務、不動産の賃貸及び不動産の販売を行うなど、独自の戦略で社業の発展に努めております。

② ㈱小林洋行との取引関係

当社は、同社所有ビルを賃借して本社として使用しております。

同社との取引条件の決定に当たっては、市場価格等を調査・勘案のうえで合理的に決定することとしております。

③ ㈱小林洋行との人的関係 (2020年6月26日現在)

当社役員8名のうち、㈱小林洋行の役員又は従業員を兼ねるものは以下の1名であります。

当社における役職	氏名	親会社における役職	招聘等の目的
取締役(非常勤)	渡辺 宏	取締役業務部長	当社の業務遂行に資する意見を得るため

(8) 重要事象等について

当社の主たる事業である商品先物取引は、2004年の商品取引所法(現商品先物取引法)の改正以降の勧誘規制の強化や景気低迷等による個人投資家の市場離れ等で市場の規模縮小が急速に進み、国内商品取引所の出来高は2003年度の1億5,583万枚から当事業年度は2,170万枚(2003年度比86.1%減)まで減少しております。

この間、当社は、支店の統廃合、希望退職者募集等、人件費を中心に営業費用の削減に努めるとともに、2007年以降、新たに保険募集業務、LED照明等の販売、不動産の賃貸及び売買に順次参入し「生活・環境事業」として収益の拡大に努めてまいりました。さらに2011年以降は、子会社の清算及び譲渡、本社移転等を実施するとともに、金融商品取引市場への参入により商品先物取引市場への依存度引下げを図ってまいりましたが、2015年3月期には71百万円、2016年3月期には149百万円と一旦は営業利益となったものの、2017年3月期は△151百万円、2018年3月期は△278百万円、2019年3月期は△218百万円、当事業年度は△113百万円と4期連続で営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、「投資サービス事業」につきましては、2016年1月に取扱いを開始した取引所為替証拠金取引(くりっく365)及び取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)の受託業務を収益の柱となるよう注力しており、金融商品取引の受取手数料は、2017年3月期は111百万円、2018年3月期は前年同期比337.1%増の376百万円、2019年3月期は同55.9%増の587百万円、当事業年度は同52.3%増の894百万円と順調に伸展しております。今後もセミナーや投資イベントの全国的な展開等で新規顧客導入を強化するとともに、社員のスキルアップによる的確な助言や情報提供の充実で顧客満足度の向上を図り、金融商品取引を中心とした顧客層の拡大と安定的な収益基盤の確保に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましては、当事業年度の受取手数料が、節税保険の駆込み需要という前事業年度の特異要因により前年同期比10.6%減となりましたが、目標達成率は103.3%となりました。来期は社会情勢の変化や顧客ニーズの的確な把握による商品提案と付帯サービスの強化により、顧客基盤の安定化を図るとともに、営業担当の増員や新拠点の設置等により、収益基盤の拡大に努めてまいります。

また、不動産業につきましては、当事業年度の賃貸料収入は減少したものの、不動産販売が前年同期比39.8%増となり、粗利益の目標達成率は113.0%となりました。来期も短期の収益獲得を目的とした販売事業と、中長期の収益確保を目的とした運用事業を両輪として、リスク・バランス・タイミングを意識しながら、投資資金の最大限の活用を図ってまいります。

当社は今後も上記施策による既存事業の収益強化と、事業部ごとの収益構造の検証・見直しによるコストダウンの徹底を図るとともに、外部環境の変化に応じた新たな事業創出への継続的な取組みにより、安定的な収益基盤の確立を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、投資サービス事業と保険事業については、対面を中心とした営業活動やセミナー開催の自粛、急速な景気後退による大口顧客の資金繰り悪化等が収益の減少要因となりますが、テレワーク環境の整備や営業手法の多様化、人件費も含めた営業経費の削減等も視野に入れ、影響額を一定の範囲内に収められるよう計画しております。

なお、当社の財政状態は、自己資本が2,119百万円、現金及び預金残高が893百万円となっており、また、外部借入にも依存しておりません。以上のことから、当社は資金面に支障はないと判断しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、第1四半期の国内総生産（GDP）は製造業を中心に企業の設備投資が下振れしたことで速報値から下方修正しましたが、第2四半期は10月からの消費税率引き上げを前に、企業の設備投資や個人消費などの伸びが寄与し押し上げられました。しかし、第3四半期は世界経済の減速が尾を引き、消費税率引き上げ影響もあってマイナス成長に減速し、第4四半期は、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による世界経済の急減速の影響を受けてマイナス成長が拡大しております。

為替市場は、概ねレンジ相場の展開となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うリスク回避の動きによる「資産の現金化」が進む中、新興国通貨（メキシコペソ、トルコリラ、南アランド）が売られ「有事の米ドル買い」が強まる展開となりました。

証券市場は、日経平均株価が、2万～2万2,000円でのレンジ相場から昨年10月にレンジ上限を上抜けると、2万4,000円台へ上昇してレンジ上限を切り上げましたが、2月後半になると新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が嫌気されて下落基調が強まり、企業業績の悪化懸念から直近高値から29%超下落する展開となっております。

商品先物市場は、昨年度からの金余りによる全部買いの流れに乗り、金価格は緩やかな上昇基調を続ける展開が続いておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大とともに金の上昇基調が強まる展開となりました。しかし、世界的な株価下落とともに利益確定売りや資産の現金化により上下に大きく振れる展開となり。その後も非常にボラティリティの高い市場となっております。

このような環境の中、「投資サービス事業」につきましては、営業社員の増員やセミナーの全国的展開、SNSやマスメディアを利用した情報提供の充実等により、金融商品取引を中心とした収益基盤の強化を図るとともに、商品先物取引の24時間受注体制構築や、総合取引所への移行に伴う商品移管への対応など、社内の管理体制整備にも努めて参りました。

「生活・環境事業」の保険事業につきましては、営業担当の増員等により損保分野を中心とした顧客基盤の拡大を図るとともに、生保の主力商品である節税保険の、税務面での取扱方法変更に伴う影響を最小限に抑えるよう、顧客対応を強化して参りました。また、連結子会社であったふくろう少額短期保険株式会社については、早期の業績回復が困難であると判断し、保有する全株式を譲渡しております。

不動産事業につきましては、引き続き、中小不動産業者との協業強化等により、短期的な収益獲得案件を中心とした優良物件の発掘に努め、リスクを分散しながら、投資資金の高効率化を重視して取り組んで参りました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、営業収益2,159百万円（前年同期比18.2%増）、営業総利益1,792百万円（同15.7%増）、営業損失113百万円（前年同期は218百万円の営業損失）、経常損失121百万円（前年同期は213百万円の経常損失）、当期純損失は127百万円（前年同期は241百万円の当期純損失）となりました。

なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響はほとんどありませんでした。

また当社は、上記のとおり、連結子会社（ふくろう少額短期保険株式会社）の全株式を2020年3月に譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。また、前年同期比は前事業年度の当社単体の数値との比較を記載しております。（以下、事業別の状況も同じ。）

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

投資サービス事業

当事業年度の投資サービス事業の営業収益及び営業総利益は1,502百万円（前年同期比20.5%増）、営業損失は100百万円（前年同期は197百万円の営業損失）となりました。

生活・環境事業

当事業年度の生活・環境事業は営業収益656百万円（前年同期比13.1%増）、営業総利益は289百万円（同4.1%減）、営業損失は12百万円（前年同期は20百万円の営業損失）となりました。

財政状態については次のとおりであります。

当事業年度末の総資産は7,982百万円（前事業年度末は7,156百万円）、純資産は2,119百万円（同2,251百万円）、自己資本比率は26.6%（同31.5%）、1株当たり純資産額は319.95円（同339.82円）となっております。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の使用17百万円、財務活動による資金の使用19百万円があったものの、投資活動による資金の獲得186百万円があり、当事業年度末には732百万円（前事業年度末は582百万円）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動の結果使用した資金は17百万円となりました。

これは主に、差入保証金の増加713百万円、委託者先物取引差金（借方）の増加301百万円、受入保証金の増加796百万円、預り証拠金の増加183百万円によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動の結果得られた資金は186百万円となりました。

これは主に、投資有価証券の売却による収入126百万円、関係会社株式の売却による収入80百万円によるものですが、固定資産の取得による支出21百万円等によりその一部が相殺されています。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動の結果使用した資金は19百万円となりました。

これは、配当金の支払額19百万円によるものです。

（注）2019年3月期は連結キャッシュ・フロー計算書を作成しており、個別キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、前年同期比較は記載しておりません。

③ 投資サービス事業

<商品先物取引受託業務>

商品先物取引受託業務の受取手数料は568百万円（前年同期比20.0%減）となりました。

主な市場別の受取手数料は、貴金属市場が544百万円（同18.1%減）、エネルギー市場（中京石油市場含む）は11百万円（同57.2%減）、農産物・砂糖市場は8百万円（同27.5%減）となっております。

<金融商品取引受託業務>

取引所為替証拠金取引（くりっく365）及び取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の受取手数料は894百万円（前年同期比52.3%増）となりました。

<商品先物取引自己売買業務>

商品先物取引自己売買業務の売買損益は14百万円の損失（前年同期は80百万円の損失）となりました。

<その他>

くりっく365振興料等は53百万円（前年同期比85.1%増）となりました。

a. 当事業年度における、投資サービス事業の営業収益は、次のとおりであります。

1) 受取手数料

区分		金額 (千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引			
現物先物取引	農産物・砂糖市場	8,153	72.5
	貴金属市場	449,607	84.0
	ゴム市場	3,752	56.6
	エネルギー市場	5,352	28.8
	小計	466,865	81.7
現金決済先物取引	貴金属市場	95,328	73.3
	エネルギー市場	6,543	71.3
	小計	101,871	73.2
商品先物取引計		568,737	80.0
金融商品取引			
取引所為替証拠金取引		296,354	162.1
取引所株価指数証拠金取引		598,631	147.8
金融商品取引計		894,985	152.3
合計		1,463,723	112.7

2) 売買損益

区分		金額 (千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引			
現物先物取引	農産物・砂糖市場	1,145	—
	貴金属市場	△14,224	—
	ゴム市場	3,054	92.0
	エネルギー市場	—	—
	小計	△10,025	—
現金決済先物取引	貴金属市場	50	—
	エネルギー市場	△4,308	—
	小計	△4,257	—
合計		△14,282	—

3) その他

区分	金額 (千円)	前年同期比 (%)
くりっく365振興料等	53,113	185.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 東京商品取引所の中京石油市場における受取手数料及び売買損益は現物先物取引のエネルギー市場に含めて記載しております。

b. 当社の商品先物取引及び金融商品取引の売買高に関して当事業年度中の状況は次のとおりであります。

1) 売買高の状況

市場名		委託 (枚)	前年 同期比 (%)	自己 (枚)	前年 同期比 (%)	合計 (枚)	前年 同期比 (%)
商品先物取引							
現物 先物 取引	農産物・砂糖市場	4,096	66.9	200	—	4,296	70.2
	貴金属市場	152,944	118.0	10,772	78.9	163,716	114.3
	ゴム市場	5,619	77.8	1,948	209.0	7,567	92.8
	エネルギー市場	4,231	32.2	0	—	4,231	32.2
	小計	166,890	106.9	12,920	88.6	179,810	105.4
現金 決済 先物 取引	貴金属市場	98,567	69.2	10	—	98,577	69.2
	エネルギー市場	11,371	98.1	1,228	151.6	12,599	101.6
	小計	109,938	71.4	1,238	152.8	111,176	71.8
商品先物取引計		276,828	89.3	14,158	92.0	290,986	89.4
金融商品取引							
取引所為替証拠金取引		740,935	180.6	0	—	740,935	180.6
取引所株価指数証拠金取引		203,426	169.5	0	—	203,426	169.5
金融商品取引計		944,361	178.1	0	—	944,361	178.1

(注) 1. 商品先物取引の主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

取引所名	銘柄名	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		委託売買高 (枚)	割合 (%)	委託売買高 (枚)	割合 (%)
東京商品取引所	金限日	95,064	30.7	73,948	26.7
	金	80,060	25.8	105,527	38.1
	白金	48,291	15.6	45,746	16.5
	金ミニ	38,636	12.5	16,274	5.9

- 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、白金1枚は500gというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。
- 東京商品取引所の中京石油市場における売買高は現物先物取引のエネルギー市場に含めて記載しております。

- c. 当社の商品先物取引及び金融商品取引に関する売買高のうち当事業年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

1) 未決済建玉の状況

市場名		委託 (枚)	前年 同期比 (%)	自己 (枚)	前年 同期比 (%)	合計 (枚)	前年 同期比 (%)
商品先物取引							
現物先物取引	農産物・砂糖市場	68	64.2	0	—	68	64.2
	貴金属市場	2,488	51.2	0	—	2,488	51.2
	ゴム市場	123	157.7	0	—	123	157.7
	エネルギー市場	71	40.8	0	—	71	40.8
	小計	2,750	52.7	0	—	2,750	52.7
現金決済先物取引	貴金属市場	6,557	56.7	0	—	6,557	56.7
	エネルギー市場	311	246.8	0	—	311	246.8
	小計	6,868	58.7	0	—	6,868	58.7
商品先物取引計		9,618	56.9	0	—	9,618	56.9
金融商品取引							
取引所為替証拠金取引		32,651	527.5	0	—	32,651	527.5
取引所株価指数証拠金取引		17,036	122.5	0	—	17,036	122.5
金融商品取引計		49,687	247.3	0	—	49,687	247.3

(注) 東京商品取引所の中京石油市場における未決済建玉は現物先物取引のエネルギー市場に含めて記載しております。

④ 生活・環境事業

<保険募集業務>

保険募集業務の受取手数料は222百万円（前年同期比10.6%減）となりました。

<不動産業>

不動産の賃貸料収入は41百万円（前年同期比12.8%減）、不動産販売の売上高は383百万円（同39.8%増）となりました。

<その他>

LED照明等の売上高は0.8百万円（前年同期比91.0%減）となりました。なお、太陽光発電機の販売実績はありませんが、販売業者への顧客紹介による手数料収入8.5百万円が発生しております。

a. 当事業年度における、生活・環境事業の営業収益は、次のとおりであります。

1) 受取手数料

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	増減 (△印減)
		金額	金額	金額
生命保険・損害保険の募集		248,246	222,018	△26,228

2) 売上高

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	増減 (△印減)
		金額	金額	金額
不動産販売		274,146	383,267	109,120
LED照明等		9,523	856	△8,667
合計		283,670	384,124	100,453

3) その他

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	増減 (△印減)
		金額	金額	金額
不動産賃貸料収入		47,462	41,395	△6,066
その他		1,269	8,982	7,712
合計		48,732	50,378	1,645

(2) 経営者の視点による経営成績の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績は次のとおりであります。

(営業収益)

当事業年度の営業収益は、2,159百万円（前年同期比18.2%増）となりました。

主な内訳は、受取手数料1,685百万円（同9.0%増）、売買損失14百万円（前年同期は80百万円の売買損失）、売上高384百万円（前年同期比35.4%増）、賃貸料収入41百万円（同12.8%減）であります。

(営業費用)

当事業年度の営業費用は、1,905百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

主な内訳は、人件費1,241百万円（同11.8%増）、電算機費133百万円（同31.6%増）、取引所関係費76百万円（同16.3%減）であります。

(営業損益)

当事業年度の営業損益は、前事業年度より営業収益が331百万円増加し、営業費用が138百万円増加した結果、113百万円の営業損失（前年同期は218百万円の営業損失）となりました。

(営業外収益)

当事業年度の営業外収益は、13百万円（前年同期比7.7%減）となりました。

主な内訳は、有価証券利息3百万円（同38.9%減）、受取配当金3百万円（同14.9%減）であります。

(営業外費用)

当事業年度の営業外費用は、21百万円（前年同期比127.4%増）となりました。

主な内訳は、有価証券償還損13百万円（前年同期比59.4%増）、支払報酬4百万円であります。

(経常損失)

当事業年度の経常損失は、121百万円（前年同期は213百万円の経常損失）となりました。

(特別利益)

当事業年度の特別利益は、160百万円（前年同期比681.5%増）となりました。

主な内訳は、投資有価証券売却益92百万円（同778.0%増）、関係会社株式売却益61百万円であります。

(特別損失)

当事業年度の特別損失は、160百万円（前年同期比279.7%増）となりました。

主な内訳は、投資有価証券評価損54百万円、減損損失97百万円であります。

(税引前当期純損失)

当事業年度の税引前当期純損失は、121百万円（前年同期は235百万円の税引前当期純損失）となりました。

(法人税等)

当事業年度の法人税等は、5百万円（前年同期と同額）となりました。

(当期純損失)

当事業年度の当期純損失は、127百万円（前年同期は241百万円の当期純損失）となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(投資サービス事業)

投資サービス事業は、市場の縮小が続き勧誘規制も厳しい商品先物取引から、金融商品取引へ取り組みの重点を移行し、営業社員の増員等による収益の拡大を図った結果、商品先物取引の受取手数料が568百万円（前年同期比20.0%減）、金融先物取引の受取手数料が894百万円（同52.3%増）と、初めて金融商品取引の受取手数料が商品先物取引を上回り、受取手数料の合計も、1,463百万円（同12.7%増）となりました。

しかし、営業社員増員による人件費の増加やシステムの改修費用等も膨らんだ結果、投資サービス事業のセグメント別の営業損失は100百万円（前年同期は197百万円の営業損失）となっております。

(生活・環境事業)

保険募集業務につきましては、受取手数料が222百万円（前年同期比10.6%減）と、前年同期の節税保険の駆け込み需要の反動で前年割れとなりましたが、営業社員の増員等により、増収トレンドを継続しております。また、連結子会社であったふくろう少額短期保険(株)につきましては、早期の業績回復は困難と判断し、2020年3月に保有していた全株式を譲渡しております。

不動産業につきましては、不動産業者との協業強化等により安定した仕入・販売が実行できた結果、営業収益は424百万円（前年同期比32.0%増）、営業総利益は58百万円（前年同期比14.0%増）となり、安定した実績を収めることができました。

この結果、生活・環境事業のセグメント別の営業損失は12百万円（前年同期は20百万円の営業損失）となっております。

当社は営業利益の黒字化定着を経営の課題としており、今後も既存事業の強化を図るとともに、新たな事業の可能性も模索し、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

	第64期 2016年3月期 金額(百万円)	第65期 2017年3月期 金額(百万円)	第66期 2018年3月期 金額(百万円)	第67期 2019年3月期 金額(百万円)	第68期 2020年3月期 金額(百万円)
営業収益	1,935	1,771	1,739	1,827	2,159
投資サービス事業	1,315	1,161	1,121	1,246	1,502
(商品先物取引受取手数料)	(977)	(1,098)	(794)	(710)	(568)
(金融商品取引受取手数料)	(—)	(111)	(376)	(587)	(894)
(商品先物取引売買損益)	(328)	(△50)	(△53)	(△80)	(△14)
(金融商品取引売買損益)	(—)	(1)	(—)	(—)	(—)
(その他)	(9)	(0)	(3)	(28)	(53)
生活・環境事業	620	609	617	580	656
(保険募集手数料)	(124)	(144)	(173)	(248)	(222)
(不動産業)	(372)	(383)	(412)	(321)	(424)
(その他)	(122)	(81)	(32)	(10)	(9)
営業総利益	1,536	1,391	1,370	1,548	1,792
営業費用	1,387	1,543	1,648	1,767	1,905
営業利益	149	△151	△278	△218	△113
当期純利益	△15	△256	△323	△241	△127
純資産額	3,071	2,819	2,504	2,251	2,119
(参照)国内商品取引所出来高	2,655万枚	2,579万枚	2,568万枚	2,130万枚	2,170万枚

- (注) 1. 2020年3月期より連結財務諸表を作成していないため、すべて個別財務諸表の数値を記載しております。
2. 国内商品取引所出来高の第65期はオプション取引を含んでおりません。
3. 第66期のくりっく365振興料は「営業外収益」に計上していましたが、第67期より「営業収益(その他)」に含めて計上することに変更したため、第66期の「営業収益」、「営業総利益」及び「営業利益」については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております

資産、負債及び純資産の状況

当事業年度末の純資産は2,119百万円、総資産は7,982百万円、自己資本比率は26.6%、1株当たり純資産額は319.95円となっております。

資産の主な内訳は、現金及び預金が893百万円で、総資産の11.2%を占めております。また、固定資産が961百万円で総資産の12.0%となっておりますが、固定資産(投資有価証券)には、換金性の高い上場株式等80百万円が含まれております。

負債合計は5,863百万円で、その主なものは、商品先物取引の委託者からの預り証拠金2,365百万円(代用有価証券を含む)及び金融商品取引の委託者からの受入保証金3,020百万円であります。商品先物取引の委託者からの預り証拠金は、委託者債権保全のため、全額(委託者先物取引差金を除く)を(株)日本商品清算機構へ差入保証金として預けており、金融商品取引の委託者からの受入保証金は、株式会社東京金融取引所にその全額を預けております。なお、借入金はありません。

当社の純資産は2,119百万円で、4期連続の営業損失により残高の減少が続いておりますが、金融商品取引受取手数料の急伸や営業費用の削減等により、当事業年度の第4四半期は黒字となっており、1年を通して黒字化が達成できる態勢が整いつつあります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する可能性もありますが、「事業等のリスク」にも記載のとおり、影響額を一定の範囲内に収められるよう計画しておりますので、当面、財政状態に不安はないものと考えております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度の現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度から149百万円増加しておりますが、これは、投資有価証券や関係会社株式の売却という投資活動によるキャッシュ・フローが増加したことによるものであり、営業活動によるキャッシュ・フローについては、赤字決算により引き続き資金の流出超過となっております。

キャッシュ・フローを安定させるためには、営業黒字化が喫緊の課題でありますので、課題として掲げた対策を着実に実行し、早期黒字化に向けて全力で取り組んでまいります。

また、運転資金需要のうち主なものは、投資不動産の購入費用、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、その運転資金は、自己資金を基本としております。投資を目的とした資金需要は、商品先物取引及び金融商品取引のシステム開発等の設備投資によるものであります。

当社は、今後も商品先物取引及び金融商品取引の取引環境の充実のためシステム改修等を行い、また、不動産業では、短期に収益を確保できる案件等に投資する予定であります。新型コロナウイルス感染拡大による当社業績への影響を考慮しても、当面は自己資金の中で運用できるものと考えております。

なお、当事業年度末における借入残高はありませんが、㈱りそな銀行及び㈱みずほ銀行と当座借越契約を締結しております。また、当事業年度における現金及び現金同等物の残高は732百万円（前事業年度末は582百万円）となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当社は、過去の実績及び現在の状況に応じ合理的と判断される要因に基づき評価及び見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社が選択及び適用した会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社が営業・販売及び管理体制の整備等に関する助言・指導を行う契約

契約先	契約締結日	契約内容	契約期間
B L U E E A R T H(株)	2015年2月26日	L E D照明販売に関する アドバイザー契約	2015年 2月26日から 2020年12月31日まで

※覚書を取り交わし、契約期間を1年延長しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました当社の設備投資の総額は21百万円で、その主なものは内部統制用のシステム費用7百万円、本社及び賃貸不動産の改修費用6百万円であります。

また、当事業年度において、減損損失97百万円を計上しております。減損損失の内容につきましては、「第5経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) ※7 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当事業年度に当社が実施いたしました固定資産の除却及び売却等に、重要なものはありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建物	器具及び 備品	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	投資サービス事業 生活・環境事業 共通	営業設備	—	5,522	4,977	6,523	17,022	89 (10)
大阪支店 (大阪市中央区)	投資サービス事業	営業設備	—	383	—	—	383	24 (4)
福岡営業所 (福岡市中央区)	生活・環境事業	保険募集業務 営業設備	—	—	—	—	—	6 (1)
熊本営業所 (熊本市中央区)	生活・環境事業	保険募集業務 営業設備	—	—	—	—	—	4 (2)
ベルファース練馬 (東京都練馬区) ほか1件	生活・環境事業	賃貸不動産	256,681 (1,100.57)	83,700	—	—	340,381	—

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア等であります。
 2. 従業員の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
 3. 帳簿価格は減損損失計上後の金額であります。
 4. 当社は、次のとおり事務所を賃借しており、年間賃借料は当事業年度の賃借料を記載しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	投資サービス事業 生活・環境事業 共通	営業設備	43,313
大阪支店 (大阪市中央区)	投資サービス事業	商品先物取引業及び 金融商品取引業の営業設備	8,717
福岡営業所 (福岡市中央区)	生活・環境事業	保険募集業務の営業設備	2,760
熊本営業所 (熊本市中央区)	生活・環境事業	保険募集業務の営業設備	888

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,860,000	6,860,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	6,860,000	6,860,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2005年3月31日	—	6,860	210,450	1,200,000	△210,450	312,840

(注) 資本準備金の資本組入れによるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	21	14	12	3	1,765	1,818	—
所有株式数 (単元)	—	3,460	2,842	38,146	4,307	12	19,825	68,592	800
所有株式数 の割合(%)	—	5.05	4.14	55.61	6.28	0.02	28.90	100.00	—

(注) 自己株式235,390株は、「個人その他」に2,353単元、「単元未満株式の状況」に90株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社小林洋行	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目15-7	3,553	53.63
石崎 實	東京都東村山市	266	4.02
シービーエヌワイナショナル ファイナンシャルサービス エルエルシー(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東 京支店)	1209 ORANG STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東 京都新宿区新宿6丁目27番30号)	242	3.66
共和証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町8番3号	230	3.47
株式会社東京洋行	東京都中央区佃2丁目1-1-5106	223	3.37
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	201	3.03
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	140	2.11
細金 英光	東京都中野区	103	1.55
新堀 博	東京都町田市	98	1.48
高野 義徳	岩手県盛岡市	98	1.47
計		5,156	77.84

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が235千株(発行済株式総数に対する所有株式の割合3.43%)あります。
2. 所有株式数の千株未満は、切り捨てております。
3. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示してあります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 235,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,623,900	66,239	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	6,860,000	—	—
総株主の議決権	—	66,239	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

②【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フジトミ	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号	235,300	-	235,300	3.43
計	-	235,300	-	235,300	3.43

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	235,390	-	235,390	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けており、財務体質の強化及び今後の事業展開のための必要な内部留保を確保しつつ、普通配当による安定的な配当を基本として、業績等を勘案して特別配当等により積極的に利益還元を行っていく方針であります。また、配当性向につきましては30%程度以上としていく方針であります。

当事業年度につきましては、赤字決算となりましたが従来の内部留保から1株当たり3円(年間)の普通配当(前期と同額)を実施することを決定いたしました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、当社の業績は商品先物取引及び金融商品取引の市場動向により短期間では大きく変動する傾向があり、半期毎の業績も変動が大きいため、剰余金の配当は年1回(期末配当)を基本方針としております。また、期末配当に係る剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月26日 定時株主総会決議	19,873	3

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は迅速な意思疎通・意思決定のできるスリムで効率的な経営組織を基本としており、経営管理につきましては、スリムな組織を維持しつつ、十分な機能を発揮できるよう体制強化に努めております。

当社は、株主を含む全てのステークホルダーの利益向上を目指し、「健全かつ公正な経営」を経営理念として、タイムリーなディスクロージャーを心掛け、透明性の高い経営を維持していく方針であります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会、監査室、会計監査人及びコンプライアンス委員会を設置しております。

また、当社は事業規模に相応しい、迅速な意思疎通・意思決定のできるスリムで効率的な経営組織を基本としております。

(取締役会)

取締役会については、環境変化に対し迅速な経営判断ができるよう少人数の体制としております。

取締役は5名（代表取締役社長、取締役3名、社外取締役1名）で取締役会は原則として毎月1回開催され、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告・監督等を行っております。

なお、業務執行については、常勤取締役（代表取締役社長、業務執行取締役2名）が担当しております。

取締役会の構成員は次のとおりであります。

代表取締役社長（議長）	： 細金 英光
取締役（常勤）	： 新堀 博
取締役（常勤）	： 茅根 伸年
取締役（非常勤）	： 渡辺 宏
社外取締役（非常勤）	： 中井 省

(監査役会)

監査役会については、スリムな組織を維持しつつ、経営の透明性確保のため十分に監査機能が発揮できるよう、独立性の高い社外監査役中心の体制を採用しております。

監査役は3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）で、取締役会への参加のほか、年度毎に監査計画を策定し、必要な監査を実施しております。

また、常勤監査役と会計監査人は、それぞれの監査計画及び監査結果については、適宜、意見交換を行っており、当該内容は常勤監査役が監査役会で報告しております。なお、社外監査役2名は当社との利害関係が一切無く、高い独立性を有しており、財務・会計に関する豊富な知識・経験を有する税理士資格保有者及び企業法務に関する豊富な知識・経験を有する弁護士資格保有者を選任しております。

監査役会の構成員は次のとおりであります。

監査役（常勤）（議長）	： 上田 勤
社外監査役（非常勤）	： 伊藤 進
社外監査役（非常勤）	： 上村 成生

(監査室)

内部監査は、代表取締役社長直属の監査室により、年1回以上全ての部署を対象に行っており、各部署の業務活動が法令及び定款に準拠して執行されているかを検証するとともに、業務改善と効率向上のために必要な指導を行っております。監査計画は年度毎に作成され、代表取締役社長の承認を得て実施されており、監査結果については代表取締役社長及び取締役会で報告されるとともに、必要な場合は代表取締役社長名で対象部署に改善指示を行っております。また、監査計画及び監査結果については、常勤監査役（常勤監査役が監査役会で報告）及び会計監査人にも定期的に報告されております。

監査室の構成員は次のとおりであります。

監査室長	： 小堀 精一
------	---------

(会計監査人)

会計監査は、アーク有限責任監査法人に委嘱しており、業務を執行した公認会計士は、藤本幸宏氏、木村ゆりか氏であります。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等3名、その他5名であります。なお、会計監査人は、監査役との間で定期的に連絡会を開催し、適正な監査の実施に努めております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、投資サービス事業本部、業務本部、生活・環境事業本部、総務部、人事部、コンプライアンス室、監査室、経営企画室の長をもって構成され、コンプライアンスの重要性を認識し、経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス態勢の確立を図ることを目的として設置しております。

コンプライアンス委員会は、原則として四半期毎に開催され、次の事項を協議しております。

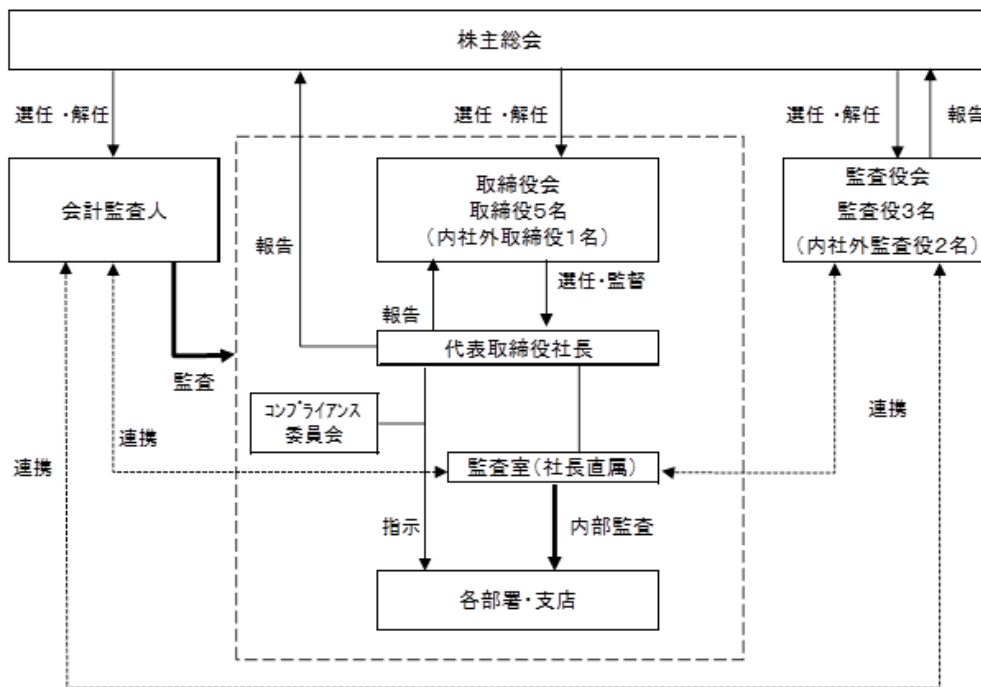
1. コンプライアンスに関する基本方針
2. コンプライアンスに関する諸規程の制定、重要な改定
3. 全社的なリスク管理に関する事項
4. 内部統制に関する事項
5. 情報セキュリティに関する事項
6. 関係会社のコンプライアンスに関する事項
7. 前項に関する問題発生時の原因分析と改善施策
8. その他コンプライアンスに関する諸問題

コンプライアンス委員会の構成員は次のとおりであります。

代表取締役社長（委員長）	：細金 英光
業務本部長	：原田 実
投資サービス事業本部（営業担当）の長	：茅根 伸年
投資サービス事業本部（管理担当）の長	：新堀 博
生活・環境事業本部長	：細金 英光（兼任）
総務部長	：原田 実（兼任）
人事部長	：山下 浩和
コンプライアンス室の長	：瀧山 琢治
監査室の長	：小堀 精一
経営企画室の長	：多田 貴一

当社は、取締役の職務執行の監視体制が効果的に機能し、経営判断及び業務執行の迅速化が図られていると判断しており、現コーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

(コーポレート・ガバナンス体制の模式図)



③ 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、内部統制基本方針として取締役会において次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス基本方針」を定め経営の最重要課題の一つとして位置付けている。

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止する。

当社は、監査役による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他に適正に記録し、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」に基づき適正に保存及び管理する。取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になってリスク管理にあたる。リスク管理を有効に機能させるため、各種のリスクに関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内プロジェクトチームを設置して被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図っていく。

なお各部署の日常的なリスク管理は、「リスク管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき所管部署を明確にして実施する体制としている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回以上取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。

また、当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保していく。

なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制としている。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、経営理念に従った行動を実践することを確保するため「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

当社は、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場としてコンプライアンス委員会を設置し、当該協議内容は取締役会へ報告する体制としている。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証するため、「内部監査規程」に基づき、監査室による内部監査を年1回以上実施する。

6. 当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うとともに、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく。

関係会社については、当社から役員を派遣して取締役会の運営状況を把握するとともに、「関係会社管理規程」に基づき総務部等管理担当部署が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項

監査役会及び監査役の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査役会に通知し、その意見を尊重する。

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務期間中においては、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属する体制とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。

監査室（内部監査実施部門）及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査結果は監査役会に報告される体制としている。

当社及び関係会社において不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査役に報告する。

また、監査役に報告を行った者が、当該行為を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう必要な体制を整備する。

9. 監査役職務の執行において生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役より監査費用の前払い又は償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務の支障がないよう速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

なお、当社のリスク管理体制は、内部統制基本方針「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、取締役会の決議により、リスク管理に関する規程を定め、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心となってリスク管理にあっております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

a. （自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な基本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

b. （取締役及び監査役責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

c. （中間配当）

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	細金 英光	1966年2月20日生	1998年 2月 ㈱あさひ銀行(現㈱りそな銀行) 融資企画部事業調査室調査役 2003年10月 当社入社総務部長 2006年 6月 当社取締役管理本部長 2007年 3月 当社専務取締役 2007年 6月 当社代表取締役社長(現任) 2010年 5月 ㈱日本ゴルフ倶楽部取締役 2015年10月 同社代表取締役社長	(注) 3	103
取締役 投資サービス事業本部 管理担当本部長	新堀 博	1956年12月13日生	1989年10月 当社入社管理課課長代理 2001年 4月 当社経理部長 2007年 4月 当社管理本部副本部長 2007年 6月 当社取締役管理本部長 2010年 4月 当社取締役業務本部長 2010年 4月 当社取締役投資サービス事業本 部管理担当本部長(現任) 2016年 5月 ㈱日本ゴルフ倶楽部監査役 (現任)	(注) 3	98
取締役 投資サービス事業本部 営業担当本部長	茅根 伸年	1952年5月22日生	1989年 5月 当社入社営業部長 1994年 5月 当社取締役営業部長 1999年 4月 当社取締役営業本部長 2001年 4月 当社常務取締役営業本部長 2008年 6月 当社顧問 2009年10月 当社営業本部長 2010年 4月 当社投資サービス事業本部営業 担当本部長 2014年 4月 当社執行役員投資サービス事業 本部営業担当本部長 兼 経営戦 略室長 2016年 6月 当社取締役投資サービス事業本 部営業担当本部長 兼 経営戦 略室長 2020年 3月 当社取締役投資サービス事業本 部営業担当本部長(現任)	(注) 3	54
取締役	渡辺 宏	1960年5月17日生	1984年 4月 ㈱小林洋行入社 2008年 8月 同社経理部長 2015年 3月 同社執行役員業務部長 2015年 3月 ㈱三新電業社監査役(現任) 2015年 6月 ㈱小林洋行取締役業務部長(現 任) 2015年 6月 ㈱小林洋行コミュニケーション ズ監査役(現任) 2015年10月 ㈱日本ゴルフ倶楽部取締役(現 任) 2020年 6月 当社取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	中井 省	1945年3月15日生	1968年 4月 大蔵省入省 1981年 5月 外務省在ニューヨーク総領事館領事 1984年 6月 大蔵省大臣官房財務官室 室長 1987年 7月 同省銀行局参事官 1991年 6月 国税庁長官官房総務課 課長 1992年 4月 大蔵省証券取引等監視委員会総務検査課 課長 1994年 7月 同省大臣官房審議官 国際金融担当 1995年 6月 同省大臣官房審議官 銀行局担当 1998年 6月 同省国際局 次長 1999年 7月 同省財政金融研究所 所長 2000年 6月 社団法人日本証券投資顧問業協会 専務理事 2006年 7月 ㈱ロッテ取締役経理部長 2016年 6月 当社社外取締役 (現任) 2017年 3月 i n Q s ㈱取締役 (現任)	(注) 3	-
常勤監査役	上田 勤	1951年12月3日生	1979年 7月 当社入社 2004年 6月 当社取締役管理本部長 2006年 5月 丸梅㈱常務取締役 2011年 4月 同社代表清算人 2011年 8月 当社投資サービス事業本部付調査役 2012年 6月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 4	37
監査役	伊藤 進	1936年3月17日生	1977年 4月 明治大学法学部教授 1997年 4月 弁護士登録 (現任) 2002年 3月 当社仮監査役 2002年 6月 当社監査役 (現任) 2004年 4月 明治大学法科大学院長 2006年 4月 駿河台大学法科大学院教授 2006年 5月 明治大学名誉教授 (現任)	(注) 5	-
監査役	上村 成生	1949年1月6日生	1967年 4月 熊本国税局総務部総務課 2001年 7月 東京国税局総務部広報広聴官室室長 2003年 7月 国税庁長官官房広島派遣首席国税庁監察官 2004年 7月 東京国税局調査第三部 次長 2005年 7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官 2007年 7月 高松国税局 局長 2008年 8月 税理士登録 (現任) 2008年 9月 上村成生税理士事務所開設 (現任) 2012年 6月 当社社外監査役 (現任) 2015年 6月 ㈱安藤・間社外監査役 (現任) 2015年11月 矢崎総業㈱社外監査役 (現任) 2016年 6月 T S P 太陽グループ㈱社外監査役 (現任) T S P 太陽㈱社外監査役 (現任)	(注) 4	-
計					293

- (注) 1. 取締役 中井省は、社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤進及び上村成生は、社外監査役であります。
3. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。補欠監査役選任決議の効力は2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
織田 博子	1951年5月14日生	1995年 4月 駿河台大学法学部教授 1996年 4月 同大学大学院教授 2004年 4月 同大学法科大学院教授 2014年 4月 同大学法学部教授	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の中井 省氏は、金融行政に携わった長年の経験と深い見識を当社経営に反映するとともに、業務を執行する経営陣から独立した客観的視点で提言を行うことにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。同氏は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は一切無く、独立性の高い方です。

社外監査役の伊藤 進氏は、主に法律の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は一切無く、独立性の高い方です。

社外監査役の上村成生氏は、主に会計・税務の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は一切無く、独立性の高い方です。

現在の社外取締役及び社外監査役の選任状況については、当社の経営の透明性を確保するのに十分な監督機能を果たしているものと判断しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役又は社外監査役は、取締役会等を通じて、内部監査や会計監査等の状況について定期的に報告を受けるとともに、内部統制部門との直接的な接点はほとんどありませんが、常勤取締役等を通じて、適宜、内部統制の整備状況を確認し、必要に応じて助言・提言を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、常勤監査役1名と社外監査役2名（非常勤）で監査役会を構成しており、監査役監査は監査役3名が年度毎の監査計画を策定し、取締役の職務の執行、当社の業務及び財政状況等の監査を実施しております。また、常勤監査役と会計監査人は、それぞれの監査計画及び監査結果等について、適宜、意見交換を行っております。

なお、常勤監査役上田 勤氏は、当社及び当社の子会社の管理部門（経理を含む）の担当取締役を通算7年にわたり務め、この間の知識の研鑽により、監査役に相応しい財務・会計に関する知見を有しております。また、監査役伊藤 進氏は弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しており、監査役上村成生氏は税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を7回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
上田 勤	7回	7回
伊藤 進	7回	7回
上村 成生	7回	6回

監査役会における主な検討事項としては、監査計画及び監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、その他監査役の職務の執行に関する事項の決定、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意等があります。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しております。

- ・常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ・非常勤監査役2名は、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会に出席し、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ・各監査役は、内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、会計監査人について、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、監査室長1名のほか、監査室長の指名した他部署の社員が監査を実施しております。内部監査は年1回以上全ての部署を対象に行っており、各部署の業務活動が法令、東京商品取引所、東京金融取引所及び日本商品先物取引協会、日本証券業協会などの諸規則並びに会社の定款、諸規程に準拠して執行されているかを検証するとともに、業務改善と効率向上のために必要な指導を行っております。監査計画は年度毎に作成され、社長の承認を得て実施されており、監査結果については社長に報告されるとともに、必要な場合は社長名で対象部署に改善指示を行っております。なお、監査計画及び監査結果については、監査役及び会計監査人にも定期的に報告されております。

また、当社の内部統制についても、監査室が中心となってその整備及び運用状況を検討・評価しており、監査室長は、必要に応じて関係各部署に対して改善を促すとともに、その整備状況等についても定期的に監査役及び会計監査人に報告し、意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

藤本 幸宏

木村 ゆりか

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等3名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人である監査法人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査の実施を選定方針としており、当該監査法人は、外部会計監査人に求められる公正性、独立性及び専門性を十分に有していると判断しております。

なお、監査役会は、会計監査人である監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合並びにその他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。監査役会は、上記解任事由により、財務諸表の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

常勤監査役は、会計監査人である監査法人から「当監査法人に対する外部のレビュー及び検査の結果等に関する事項の報告書」等に基づき説明を受け、当該内容を監査役会で報告し、監査役及び監査役会は、当該監査法人は特段の問題は無いと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前連結会計年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,400	1,200	18,000	1,200

当社における非監査業務の内容につきましては、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、その対価を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KRESTON International) に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査予定日数、会社規模等を総合的に勘案の上、決定しております。

e. 監査役が監査報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役が会社法第399条第1項の同意をした理由は、以下のとおりです。

当社常勤監査役は取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けたのち、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについての検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であることを確認しました。常勤監査役は、当該内容を監査役会で報告し、監査役及び監査役会は監査報酬の額が妥当であると判断したため、取締役会の提案に同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、定款に定めている12名以内の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において月額16,000千円以内、定款に定めている4名以内の監査役の報酬限度額は、2000年6月28日開催の第48回定時株主総会において月額3,500千円以内と決議いただいております。限度額の範囲以内で、取締役については取締役会で代表取締役社長への一任を決議し、監査役については監査役の協議で決定しております。

当社の役員報酬は、一部の取締役に対して、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等で構成されております。業績連動報酬に係る指標は、投資サービス事業本部が受け取る毎月の委託手数料であり、当該指標は当社において主要な営業収益であるため選択しております。

業績連動報酬の額の決定方法は、代表取締役社長と当該取締役の協議によるもので、具体的には毎月の委託手数料に対する割合を決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の年間目標は1,440百万円で、実績は1,463百万円となりました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	59,081	52,200	6,881	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,800	7,800	—	—	1
社外役員	13,800	13,800	—	—	3

(注) 1. 上表には、2019年5月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 無報酬の取締役1名は、対象となる役員の員数に含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式のみの保有を基本方針としているため、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分についての明確な基準は設けておりませんが、当社が加入する株式会社東京金融取引所の株式を当該取引所の要請により保有しており、この株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式としております。なお、株式会社東京商品取引所の株式は、2019年10月の当該取引所と日本取引所グループ（JPX）の経営統合に伴い、全株式を売却しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式会社東京金融取引所の株式の保有以外は、保有目的が純投資目的である投資株式のみの保有であるため、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有の方針、保有の合理性を検証する方法は設けておりません。また、保有の適否に関する取締役会等における検証も行っておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	25,000
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	1	100,857
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

当事業年度

該当事項はありません。

前事業年度

該当事項はありません。

みなし保有株式

当事業年度

該当事項はありません。

前事業年度

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	4	70,203	4	109,298

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (千円)	売却損益の 合計額 (千円)	評価損益の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	2,822	3,736	△25,923 (△54,004)

(注) 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（1993年3月3日付、旧社団法人日本商品取引員協会理事会決定）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（1993年7月14日付、旧社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、公益財団法人財務会計基準機構の行う有価証券報告書及び四半期報告書の作成要領等に関する研修等へ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 741,833	※1 893,524
委託者未収金	125,334	94,799
売掛金	6,902	—
有価証券	26,297	—
商品	49	49
販売用不動産	457,834	485,260
前渡金	5,715	1,205
前払費用	29,769	37,718
保管有価証券	※1 306,508	※1 246,917
差入保証金	3,685,167	4,407,606
委託者先物取引差金	※5 502,162	※5 804,151
預託金	※1 42,000	※1 44,000
その他	63,528	35,610
貸倒引当金	△2,974	△29,070
流動資産合計	5,990,127	7,021,772
固定資産		
有形固定資産		
建物	167,727	149,035
減価償却累計額	△62,205	※2 △59,430
建物（純額）	105,521	89,605
器具及び備品	108,860	113,332
減価償却累計額	△87,461	※2 △108,355
器具及び備品（純額）	21,399	4,977
土地	275,859	256,681
有形固定資産合計	402,780	351,263
無形固定資産		
ソフトウェア	71,488	4,556
ソフトウェア仮勘定	5,000	—
その他	—	1,966
無形固定資産合計	76,488	6,523
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 187,411	※1 128,409
関係会社株式	48,076	30,000
出資金	10	10
長期差入保証金	360,795	350,032
従業員に対する長期貸付金	9,539	8,037
破産更生債権等	41,455	44,244
長期前払費用	3,392	2,553
会員権	4,050	4,025
預託金	2,000	2,000
その他	74,009	80,333
貸倒引当金	△43,238	△46,312
投資その他の資産合計	687,501	603,334
固定資産合計	1,166,770	961,121
資産合計	7,156,898	7,982,894

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,769	—
未払金	50,288	91,654
未払費用	35,918	51,822
未払法人税等	11,449	16,949
預り金	12,898	27,819
前受収益	963	1,857
賞与引当金	27,863	26,828
預り証拠金	1,934,444	2,118,140
預り証拠金代用有価証券	306,508	246,917
受入保証金	2,224,102	3,020,743
その他	8,230	7,730
流動負債合計	4,614,437	5,610,464
固定負債		
長期末払金	47,391	1,785
退職給付引当金	208,903	222,162
その他	3,558	3,022
固定負債合計	259,853	226,969
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	※3 29,144	※3 22,750
金融商品取引責任準備金	※4 2,259	※4 3,187
特別法上の準備金合計	31,403	25,937
負債合計	4,905,694	5,863,371
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	312,840	312,840
資本剰余金合計	312,840	312,840
利益剰余金		
利益準備金	130,000	130,000
その他利益剰余金		
別途積立金	1,200,000	600,000
繰越利益剰余金	△498,211	△45,563
利益剰余金合計	831,788	684,436
自己株式	△39,556	△39,556
株主資本合計	2,305,072	2,157,719
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△53,868	△38,196
評価・換算差額等合計	△53,868	△38,196
純資産合計	2,251,203	2,119,523
負債純資産合計	7,156,898	7,982,894

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
受取手数料	※1 1,546,891	※1 1,685,741
売買損益	※2 △80,832	※2 △14,282
売上高	283,670	384,124
貸貸収入	47,462	41,395
その他	29,970	62,095
営業収益合計	1,827,163	2,159,074
売上原価	278,350	366,582
営業総利益	1,548,812	1,792,492
営業費用		
取引所関係費	91,807	76,861
人件費	※3 1,110,434	※3 1,241,766
調査費	58,977	45,975
旅費及び交通費	51,877	58,842
通信費	25,550	26,354
広告宣伝費	55,141	29,251
地代家賃	65,202	73,171
電算機費	101,293	133,307
減価償却費	37,125	21,487
貸倒引当金繰入額	157	26,096
商品取引事故損失	3,500	15,720
その他	166,216	156,946
営業費用合計	1,767,286	1,905,783
営業損失(△)	△218,474	△113,290
営業外収益		
受取利息	217	218
有価証券利息	5,252	3,207
受取配当金	4,550	3,872
受取地代家賃	1,324	1,282
受取保険金	—	1,517
その他	3,221	3,339
営業外収益合計	14,565	13,438
営業外費用		
貸貸料原価	1,209	1,251
有価証券償還損	8,194	13,062
貸倒引当金繰入額	—	3,074
支払報酬	—	4,000
営業外費用合計	9,404	21,388
経常損失(△)	△213,312	△121,240

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※4 6,999	—
投資有価証券売却益	10,555	92,669
関係会社株式売却益	—	61,538
会員権売却益	100	—
貸倒引当金戻入額	※5 2,895	—
商品取引責任準備金戻入額	—	6,394
特別利益合計	20,551	160,602
特別損失		
固定資産除却損	※6 534	※6 10
投資有価証券売却損	6,355	—
投資有価証券評価損	—	54,004
関係会社株式評価損	33,113	—
会員権評価損	—	25
商品取引責任準備金繰入額	630	—
金融商品取引責任準備金繰入額	1,753	927
早期退職特別加算金	—	8,720
減損損失	—	※7 97,254
特別損失合計	42,387	160,941
税引前当期純損失(△)	△235,148	△121,580
法人税、住民税及び事業税	5,898	5,898
法人税等合計	5,898	5,898
当期純損失(△)	△241,046	△127,478

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
期首商品たな卸高		3,890		49	
当期商品仕入高		2,973		336	
合計		6,863		385	
期末商品たな卸高		49		49	
差引計		6,814		336	
諸経費	※1	1,401		251	
当期商品売上原価		8,215	3.0	587	0.2
不動産販売売上原価					
期首販売用不動産たな卸高		167,017		457,834	
期首仕掛販売用不動産たな卸高		78,595		—	
当期販売用不動産仕入高		451,680		355,881	
他勘定振替高	※2	9,959		15,934	
合計		707,252		829,650	
期末販売用不動産たな卸高		457,834		485,260	
差引計		249,418		344,389	
諸経費	※1	6,662		8,941	
当期販売用不動産売上原価		256,081	92.0	353,330	96.4
賃貸業売上原価					
諸経費	※1	14,054		12,664	
当期賃貸業売上原価		14,054	5.0	12,664	3.4
当期売上原価		278,350	100.0	366,582	100.0

(注) ※1 諸経費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
商品売上原価		
外注費	1,401千円	251千円
合計	1,401	251
不動産販売売上原価		
外注費	6,662千円	8,941千円
合計	6,662	8,941
賃貸業売上原価		
外注費	10,393千円	9,383千円
減価償却費	3,661	3,281
合計	14,054	12,664

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
不動産販売売上原価		
建物及び土地より振替	124,302千円	20,961千円
仕掛販売用不動産より販売用不動産への 振替	△114,342	△5,027
合計	9,959	15,934

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	1,200,000	△237,290	1,092,709	△39,556	2,565,992
当期変動額									
剰余金の配当						△19,873	△19,873		△19,873
当期純損失（△）						△241,046	△241,046		△241,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△260,920	△260,920	—	△260,920
当期末残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	1,200,000	△498,211	831,788	△39,556	2,305,072

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△61,980	△61,980	2,504,012
当期変動額			
剰余金の配当			△19,873
当期純損失（△）			△241,046
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,111	8,111	8,111
当期変動額合計	8,111	8,111	△252,808
当期末残高	△53,868	△53,868	2,251,203

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	1,200,000	△498,211	831,788	△39,556	2,305,072
当期変動額									
剰余金の配当						△19,873	△19,873		△19,873
当期純損失（△）						△127,478	△127,478		△127,478
別途積立金の取崩					△600,000	600,000	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△600,000	452,647	△147,352	—	△147,352
当期末残高	1,200,000	312,840	312,840	130,000	600,000	△45,563	684,436	△39,556	2,157,719

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△53,868	△53,868	2,251,203
当期変動額			
剰余金の配当			△19,873
当期純損失（△）			△127,478
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,671	15,671	15,671
当期変動額合計	15,671	15,671	△131,680
当期末残高	△38,196	△38,196	2,119,523

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△121,580
減価償却費	25,467
減損損失	97,254
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	29,170
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,035
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13,258
受取利息及び受取配当金	△7,298
有価証券償還損益 (△は益)	13,062
投資有価証券売却損益 (△は益)	△92,669
投資有価証券評価損益 (△は益)	54,004
関係会社株式売却損益 (△は益)	△61,538
固定資産除売却損益 (△は益)	10
早期退職特別加算金	8,720
委託者先物取引差金 (借方) の増減額 (△は増加)	△301,988
預り証拠金の増減額 (△は減少)	183,696
受入保証金の増減額 (△は減少)	796,640
差入保証金の増減額 (△は増加)	△713,676
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△6,465
未払金の増減額 (△は減少)	△13,006
その他	78,947
小計	△19,026
利息及び配当金の受取額	7,315
法人税等の支払額	△5,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	△17,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△130,000
定期預金の払戻による収入	130,000
有価証券の償還による収入	204
有形固定資産の取得による支出	△12,445
無形固定資産の取得による支出	△9,168
投資有価証券の売却による収入	126,368
関係会社株式の取得による支出	△400
関係会社株式の売却による収入	80,015
その他	1,889
投資活動によるキャッシュ・フロー	186,462
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△19,827
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,827
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	149,395
現金及び現金同等物の期首残高	582,724
現金及び現金同等物の期末残高	※ 732,120

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

なお、保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満)	額面金額の80%
社債（上場銘柄）	額面金額の65%
株式（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～47年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 訴訟損失引当金

商品先物取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品先物取引法第221条の規定に基づく「商品取引責任準備金」及び金融商品取引法第46条の5の規定に基づく「金融商品取引責任準備金」の他、必要と認められる金額を計上しております。

(5) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(有形固定資産の保有目的の変更)

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（土地13,006千円、建物7,954千円）を販売用不動産へ振り替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ. 担保資産

①取引銀行との当座貸越契約に対し、次の資産を担保に供しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	130,000千円	130,000千円

②商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額(前事業年度及び当事業年度 20,000千円)に対し、次の資産を担保に供しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
預託金	2,000千円	4,000千円
投資有価証券	11,925	—
合計	13,925	4,000

上記に対応する債務はありません。

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保管有価証券	305,178千円	245,887千円
投資有価証券	86,681	60,584
合計	391,859	306,471

ハ. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産額ははありません。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は下記のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
代位弁済委託契約額	20,000千円	20,000千円

二. 分別保管資産

金融商品取引法第43条の2の規定に基づき、日証金信託銀行(株)に預託金(顧客分別金信託)を分別保管しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
顧客分別金信託	20,000千円	20,000千円

※2 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

※3 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

※4 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、金融商品取引法第46条の5の規定に基づくものであります。

※5 委託者先物取引差金

委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。

6 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	130,000千円	130,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	130,000	130,000

(損益計算書関係)

※1 受取手数料の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
商品先物取引	710,962千円	568,737千円
金融商品取引	587,682	894,985
保険販売手数料	248,246	222,018
合計	1,546,891	1,685,741

※2 売買損益の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
商品先物取引損益	△80,832千円	△14,282千円

※3 人件費の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	82,800千円	73,800千円
従業員給与	834,851	963,081
退職給付費用	37,121	37,997
福利厚生費	127,798	140,117
賞与引当金繰入額	27,863	26,770
合計	1,110,434	1,241,766

※4 固定資産売却益の主な内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	4,583千円	—千円
土地	2,416	—
合計	6,999	—

※5 特別利益に計上されている貸倒引当金戻入額

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当期末において、信用リスクに応じ100%回収不能と見込んでいた金額のうち、診療報酬債権の売買を目的としたレセプトファンド債券2,895千円については、回収となったため戻入しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

※6 固定資産除却損の主な内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
器具及び備品	534千円	10千円

※7 減損損失

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
東京都中央区 ほか	事務所、社宅、事務用機器及び基幹システム	建物、器具及び備品、土地、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定

当社は、原則として、事業用資産については、事業部を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下が認められるため、その帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失 (97,254千円) として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物9,144千円、器具及び備品17,765千円、土地6,171千円、ソフトウェア59,173千円及びソフトウェア仮勘定5,000千円であります。

なお、建物及び土地の回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。また、器具及び備品、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	6,860	—	—	6,860
合計	6,860	—	—	6,860
自己株式				
普通株式	235	—	—	235
合計	235	—	—	235

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,873	3	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,873	利益剰余金	3	2019年3月31日	2019年6月28日

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式 数 (千株)	当事業年度増加株式 数 (千株)	当事業年度減少株式 数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	6,860	—	—	6,860
合計	6,860	—	—	6,860
自己株式				
普通株式	235	—	—	235
合計	235	—	—	235

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,873	3	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,873	利益剰余金	3	2020年3月31日	2020年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	893,524千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△130,000
商品取引責任準備預金	△29,144
金融商品取引責任準備預金	△2,259
現金及び現金同等物	732,120

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、主に短期の預金及び満期保有目的債券によっております。

デリバティブ取引については、国内の各商品取引所の定める各商品毎の建玉制限範囲内で行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である委託者未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有しない企業の株式（その他有価証券）であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、保管有価証券及び預り証拠金代用有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、顧客より預託された取引証拠金であり、商品先物取引法施行規則に基づく充用価格によって預託を受けております。

預り証拠金は、主に当社の顧客より預託された商品先物取引に係る取引証拠金であります。また、受入保証金は、当社の顧客より預託された金融商品取引に係る保証金であります。

差入保証金は、主に当社の顧客が行っている商品先物取引に係る預り証拠金及び金融商品取引に係る受入保証金であり、商品先物取引に基づくクリアリング・ハウス及び㈱東京金融取引所へ預託しております。また、委託者先物取引差金は、当社の顧客が行っている商品先物取引に係る値洗い額であり、預り証拠金により担保されているため、リスクは非常に低いものであります。

デリバティブ取引は、当社が自己の計算において行っている商品先物取引であり、市場価格の変動リスクを有しておりますが、事業目的の範囲内で行っております。また、日本国内に設置された商品取引所の商品市場において行われているため、契約不履行によるリスクは極めて少ないものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

投資関連サービス業務に係る営業債権について、各営業部が顧客ごとの状況を日々モニタリングし、売買状況や残高等の管理をするとともに、管理部門においても日々営業債権の発生の有無をモニタリングしており、取引状況及び財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、経理規定に基づき、その保有の妥当性を検証するなど投資対象として信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や四季報等により発行体企業の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引制限及び取引限度等を定めた自己取引管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引内容については、社長が定期的にモニタリングを行っており、リスク拡大の早期把握や軽減が図られる体制により実行されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において日々資金繰表を作成し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	893,524	893,524	—
(2) 委託者未収金	94,799	94,799	—
(3) 保管有価証券	246,917	382,675	135,758
(4) 差入保証金	4,407,606	4,407,606	—
(5) 委託者先物取引差金	804,151	804,151	—
(6) 預託金	46,000	46,000	—
(7) 投資有価証券	103,409	103,409	—
(8) 従業員に対する長期貸付金	8,037	6,698	△1,338
(9) 破産更生債権等	44,244		
貸倒引当金	△43,214		
破産更生債権等（純額）	1,030	1,030	—
資産計	6,605,475	6,739,894	134,419
(1) 未払金	91,654	91,654	—
(2) 未払費用	51,822	51,822	—
(3) 未払法人税等	16,949	16,949	—
(4) 預り証拠金	2,118,140	2,118,140	—
(5) 預り証拠金代用有価証券	246,917	382,675	135,758
(6) 受入保証金	3,020,743	3,020,743	—
負債計	5,546,227	5,681,985	135,758
デリバティブ取引（※）	—	—	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。また、差額は損益計算書の売買損益に含めて計上しております。なお、当事業年度においては、該当事項はありません。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 委託者未収金、(4) 差入保証金、(5) 委託者先物取引差金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 預託金

預託金については、預金と同様の性質を有すると考えられるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 保管有価証券、(7) 投資有価証券

これらの時価については、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。

(8) 従業員に対する長期貸付金

従業員に対する長期貸付金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、期末に適用される金利にて割り引いた金額を時価としております。

(9) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 預り証拠金、(6) 受入保証金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 預り証拠金代用有価証券

預り証拠金代用有価証券については、顧客から有価証券等により預託された商品先物取引に係る預り証拠金であり、時価については、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	25,000
関係会社株式	30,000
長期差入保証金	350,032

非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、資産「(7) 投資有価証券」に含めておりません。関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。また、長期差入保証金については、返還予定時期等を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	893,524	—	—	—
委託者未払金	94,799	—	—	—
差入保証金	4,407,606	—	—	—
委託者先物取引差金	804,151	—	—	—
預託金	44,000	—	—	2,000
従業員に対する長期貸付金	1,424	3,643	1,991	978
合計	6,245,506	3,643	1,991	2,978

※破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 関係会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式 30,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、関係会社株式の時価を記載しておりません。

2. その他有価証券

当事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	70,203	96,127	△25,923
	(2) その他	33,206	45,479	△12,273
合計		103,409	141,606	△38,196

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 25,000千円）については、市場価格が無く時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	126,368	92,669	—
合計	126,368	92,669	—

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について54,004千円（その他有価証券の株式54,004千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度（2020年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	208,903千円
退職給付費用	29,257
退職給付の支払額	△1,823
未払金への振替額	△14,175
退職給付引当金の期末残高	222,162

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	222,162千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	222,162
退職給付引当金	222,162
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	222,162

(3) 退職給付費用

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	29,257千円

3. 確定拠出制度

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
確定拠出制度への要拠出額	8,740千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
商品取引責任準備金	8,924千円	6,966千円
賞与引当金	8,531	8,214
退職給付引当金	63,966	68,026
貸倒引当金	14,150	23,082
長期未払金	14,511	546
税務上の繰越欠損金(注)2	800,668	375,330
関係会社株式評価損	76,550	76,550
減損損失	—	22,701
その他有価証券評価差額金	16,494	11,695
その他	20,568	24,984
繰延税金資産小計	1,024,365	618,099
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△800,668	△375,330
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△223,697	△242,768
評価性引当額小計(注)1	△1,024,365	△618,099
繰延税金資産合計	—	—

(注) 1. 評価性引当額が406,265千円減少しております。この減少の主な内容は、当社の繰延欠損金の期限切れにより、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したためであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	431,155	155,506	—	—	—	214,006	800,668
評価性引当額	△431,155	△155,506	—	—	—	△214,006	△800,668
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	155,506	—	—	—	—	219,824	375,330
評価性引当額	△155,506	—	—	—	—	△219,824	△375,330
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載していません。

当事業年度
(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

関連会社に対する投資の金額	280,002千円
持分法を適用した場合の投資の金額	33,675
持分法を適用した場合の投資利益の金額	434

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社くふうカンパニー、ほか個人4名

(2) 分離した子会社の名称及び事業の内容

名称：ふくろう少額短期保険株式会社

事業の内容：少額短期保険商品の募集・開発等

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は2017年7月に対象会社の株式を取得し、連結子会社化しました。その後、当社における保険事業の裾野を広げ安定的な成長を目指し、対象会社において少額短期保険の開発・募集を行ってまいりました。しかしながら、買収から2年経過したものの赤字額が拡大したまま現在に至り、今後業績の回復を図ることは困難と判断いたしました。

(4) 事業分離日

2020年3月27日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

61,538千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 12,987千円

固定資産 12,000千円

資産合計 24,987千円

流動負債 12,788千円

固定負債 73千円

負債合計 12,862千円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

生活・環境事業

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸住宅や賃貸用土地を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は28,731千円（主な賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額	
期首残高	341,019
期中増減額	△638
期末残高	340,381
期末時価	432,479

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当事業年度の主な増加額は不動産の取得による増加(3,341千円)、主な減少額は減価償却による減少(3,979千円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額又は適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりますが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。従いまして、前事業年度の記載はしていません。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、商品・サービス別に業務本部を置き、各業務本部は、取扱う商品・サービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、業務本部を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「投資サービス事業」及び「生活・環境事業」の2つを報告セグメントとしております。

「投資サービス事業」は、商品先物取引、金融商品取引、金地金販売等及び相場情報提供など投資関連のサービスを提供しております。「生活・環境事業」は、生命保険・損害保険の募集、不動産賃貸及び宅地建物取引、太陽光発電機及びLED照明等の販売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額
	投資サービス事業	生活・環境事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	1,502,554	656,520	2,159,074	—	2,159,074
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,502,554	656,520	2,159,074	—	2,159,074
セグメント損失（△）	△100,466	△12,824	△113,290	—	△113,290
その他の項目					
減価償却費	20,371	5,096	25,467	—	25,467
減損損失	93,349	3,905	97,254	—	97,254
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14,444	7,169	21,614	—	21,614

（注）セグメント資産及びセグメント負債については、事業セグメントに配分を行っていないため記載しておりません。

【関連情報】

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資サービス事業				
	受取手数料収入 （商品先物取引）	受取手数料収入 （金融商品取引）	売買損益 （商品先物取引）	情報提供報酬等	計
外部顧客への営業収益	568,737	894,985	△14,282	53,113	1,502,554

（単位：千円）

	生活・環境事業						合計
	保険代理店 手数料	不動産販売 売上高	賃貸料収入	太陽光発電機・ LED照明等売上高	情報提供報酬等	計	
外部顧客への営業収益	222,018	383,267	41,395	856	8,982	656,520	2,159,074

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社小林洋行（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	339円82銭	319円95銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△36円39銭	△19円24銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失金額(千円)(△)	△241,046	△127,478
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失金額(千円)(△)	△241,046	△127,478
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,624	6,624

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

(株式)

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	日本製鉄(株)	10,000	9,254
		(株)神戸製鋼所	28,800	9,619
		三井住友トラスト・ホールディングス(株)	10,000	31,240
		(株)商船三井	11,500	20,090
		(株)東京金融取引所	1,000	25,000
計		61,300	95,203	

(その他)

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	(不動産投資信託証券) イオンリート投資法人 (追加型投資信託)	100	10,350
		シュローダ・インカムアセット毎月A	4,000	22,856
		計	4,100	33,206

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	167,727	6,662	25,354	149,035	59,430	14,624 (9,144)	89,605
器具及び備品	108,860	5,782	1,310	113,332	108,355	22,195 (17,765)	4,977
土地	275,859	—	19,178	256,681	—	6,171 (6,171)	256,681
有形固定資産計	552,447	12,445	45,842	519,050	167,786	42,991 (33,081)	351,263
無形固定資産							
ソフトウェア	163,811	7,168	—	170,980	166,423	74,099 (59,173)	4,556
ソフトウェア仮勘定	5,000	—	—	5,000	5,000	5,000 (5,000)	—
その他	—	2,000	—	2,000	33	33	1,966
無形固定資産計	168,811	9,168	—	177,980	171,457	79,133 (64,173)	6,523
投資その他の資産							
長期前払費用	5,577	275	516	5,335	2,781	597	2,553
投資その他の資産計	5,577	275	516	5,335	2,781	597	2,553

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2. 「当期償却額」欄の()内数は、当期の減損損失計上額であります。

3. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額 (千円)	本社LED工事代	3,321千円
	増加額 (千円)	練馬物件直結給水切替工事	3,341千円
	減少額 (千円)	保有目的の変更による振替	25,354千円
器具及び備品	増加額 (千円)	内部統制用サーバー	3,330千円
土地	減少額 (千円)	保有目的の変更による振替	19,178千円
ソフトウェア	増加額 (千円)	商品先物取引システムカスタマイズ	2,765千円
	増加額 (千円)	内部統制用システムバージョンアップ	4,403千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (注) 1	46,213	31,903	—	2,733	75,383
賞与引当金	27,863	32,770	33,805	—	26,828
商品取引責任準備金 (注) 2	29,144	—	—	6,394	22,750
金融商品取引責任準備金 (注) 3	2,259	927	—	—	3,187

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収によるもの及び洗替によるものであります。

2. 商品取引責任準備金の「当期減少額(その他)」は、商品先物取引法の規定に基づく準備金の計上によるものであります。

3. 金融商品取引責任準備金の「当期増加額」は、金融商品取引法の規定に基づく準備金の計上によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	1,328
預金の種類	
当座預金	384,671
普通預金	377,524
定期預金	130,000
小計	892,195
合計	893,524

2) 委託者未収金

(イ) 区分別内訳

区分	金額 (千円)
個人顧客 (16名)	93,409
法人顧客 (1名)	1,389
合計	94,799

(ロ) 委託者未収金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	他勘定振替高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)		(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
125,334	2,300,352	2,330,666	220	94,799	96.08	17.46

(注) 1. 当期発生高には消費税等が含まれております。

2. 他勘定振替高は「破産更生債権等」への振替であります。

3) 商品

区分	金額 (千円)
LED電球	49
合計	49

4) 販売用不動産

区分	戸数	面積 (㎡)	金額 (千円)
マンション (関東地区)	10戸	—	260,936
戸建て (関東地区)	1戸	122.93	16,279
事務所ビル (関東地区)	1棟	176.64	69,630
アパート (関東地区)	1棟	173.82	138,415
合計			485,260

(注) 上記の金額は土地、建物の合計であり、マンションについては区分所有のため面積の記載は省略しております。

5) 保管有価証券

区分	金額 (千円)
手許	1,030
取引証拠金直接預託	245,235
取引証拠金差換預託	652
合計	246,917

6) 差入保証金

区分	金額 (千円)
CX取引証拠金直接預託	1,384,488
CX取引証拠金差換預託	2,374
FX委託保証金	795,272
CFD委託保証金	2,225,470
合計	4,407,606

7) 委託者先物取引差金

相手先	金額 (千円)
(株)東京商品取引所	804,151
合計	804,151

8) 長期差入保証金

相手先	金額 (千円)
(株)日本商品清算機構	272,627
(株)東京金融取引所	37,000
東京法務局	10,000
(株)東京商品取引所	5,500
その他	24,904
合計	350,032

② 負債の部

1) 預り証拠金

区分	金額 (千円)
委託者から先物取引の取引証拠金として受け入れている現金	2,114,331
委託者から先物取引の委託証拠金として受け入れている現金	3,809
合計	2,118,140

2) 預り証拠金代用有価証券

区分	金額 (千円)
委託者から先物取引の取引証拠金として受け入れている有価証券	245,235
委託者から先物取引の委託証拠金として受け入れている有価証券	1,682
合計	246,917

3) 受入保証金

区分	金額 (千円)
委託者から為替の取引証拠金として受け入れている保証金	795,272
委託者から株価指数の委託証拠金として受け入れている保証金	2,225,470
合計	3,020,743

(3) 【その他】

① 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	—	—	—	2,159,074
税引前四半期 (当期) 純損失金額 (△) (千円)	—	—	—	△121,580
四半期 (当期) 純損失金額 (△) (千円)	—	—	—	△127,478
1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 (△) (円)	—	—	—	△19.24

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	—	—	—	6.68

(注) 当社は、2020年3月に連結子会社であったふくろう少額短期保険株式会社の全株式を譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。このため、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の四半期情報等については、記載しておりません。

② 訴訟

当社が受託した商品先物取引に関し、1件の損害賠償請求事件が係争中であり、これらは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所に提訴されたものであり、損害賠償請求額は8百万円です。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

また、金融商品取引受託業務に関し、NYダウの急落によるロスカットで0百万円の立替金の未払いが1件発生し、当社を原告とし裁判所に提訴しました。本訴請求に対し相手方が棄却を求め、別訴にて当社の不法行為によって損害を被ったとして、4百万円の損害賠償請求を提訴されました。これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。

これらの訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.pronexus.co.jp/koukoku/8740/8740.html
株主に対する特典	3月末の株主名簿に記載された株主に次の基準で新潟魚沼産コシヒカリ新米を贈呈いたします。(お米の発送は10月頃を予定しています。) <贈呈基準> 500株以上1,000株未満の株主に2kg、1,000株以上の株主に5kg

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第67期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第68期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

（第68期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出

（第68期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年10月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（特別損失（固定資産の減損損失）の発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

株式会社フジトミ

2020年6月26日

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 幸宏 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村ゆりか 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジトミの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジトミの2020年3月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の開示すべき重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジトミの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フジトミが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を順守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。